

竹原市建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第8条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第7条の規定に基づく、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の入札及び契約に係る情報（以下「建設工事入札契約情報」と総称する。）の公表について必要な事項を定めるものとする。

(発注見通しに関する事項の公表)

第2条 市長は、毎年度4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる工事（予定価格が400万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であつて市の行為を秘密にする必要があるものを除く。以下「公表対象工事」という。）に係る次に掲げるものの見通しに関し、次の内容を公表するものとする。

- (1) 工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）

2 市長は、少なくとも毎年度1回、10月1日を目途として、前項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、遅滞なく、変更後の当該事項を公表するものとする。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第3条 市長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）

第167条の5第1項に規定する一般競争入札（以下「一般競争入札」とい

う。)に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(2) 自治令第167条の11第2項に規定する指名競争入札(以下「指名競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 市長は、次に掲げる事項を定めたときは、遅滞なく、当該事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(1) 自治令第167条の10第1項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無に関する調査(以下「低入札価格調査」という。)の要領

(2) 工事の監督及び検査に関する基準

(3) 工事の成績の評定要領

(4) 談合情報を得た場合の取扱要領

(5) 施工体制の把握のための要領

(6) その他前項各号及び前各号に掲げる事項に関連する事項

3 市長は、公表対象工事の契約を締結したときは、当該公表対象工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、第1号から第8号までに掲げる事項については、当該公表対象工事の契約の締結前(入札の終了後)に公表する場合がある。

(1) 自治令第167条の5の2の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格

(2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

(3) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由

(4) 入札者の商号又は名称及び入札金額

- (5) 落札者の商号又は名称及び落札金額
- (6) 自治令第167条の10第1項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- (7) 自治令第167条の10第2項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設け、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称
- (8) 自治令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)又は自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札(以下「総合評価指名競争入札」という。)を行った場合における次に掲げる事項
 - ア 当該総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札を行った理由
 - イ 自治令第167条の10の2第3項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する落札者決定基準
 - ウ 自治令第167条の10の2第1項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
 - エ 自治令第167条の10の2第2項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- (9) 次に掲げる契約の内容

ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所

イ 工事の名称、場所、種別及び概要

ウ 工事着手の時期及び工事完成の時期

エ 契約金額

(10) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

4 市長は、前項の工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第9号イからエまでに掲げる事項及び変更の理由を公表するものとする。

5 市長は、別に定めるところにより、公表対象工事について次に掲げる事項を公表する場合がある。

(1) 予定価格

(2) 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格

(3) 低入札価格調査結果の概要

(公表事項の閲覧)

第4条 第2条及び第3条の規定による公表は、建設工事等の入札及び契約を所掌する課に設ける閲覧所又はインターネットを利用して、一般の閲覧に供する方法により行うものとする。

2 閲覧所における建設工事入札契約情報に関する閲覧時間は、竹原市の休日を定める条例（平成元年竹原市条例第18号）第1条第1項に規定する市の休日を除く日の午前9時から午後4時半までとする。

3 閲覧者は、建設工事入札契約情報を閲覧所の所定の場所で閲覧するものとし、これを閲覧所の外に持ち出すことはできない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することがある。

(1) 前2条の規定により定め、又は作成した事項に係る文書を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者

(2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者

- 5 インターネットを利用する場合は、竹原市のホームページに建設工事入札契約情報を掲載するものとする。

(公表の期間)

第5条 第2条により公表した事項については、公表した日から当該年度の3月31日まで閲覧に供するものとする。

- 2 第3条第3項及び第4項により公表した事項については、公表した日（契約の締結前に公表した事項については、契約を締結した日）から起算して1年を経過する日まで閲覧に供するものとする。

(準用)

第6条 この要綱の規定は、市が発注する測量・建設コンサルタント業務（予定価格が100万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事に係る業務であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）の入札及び契約に係る情報の公表について、これを準用する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に入札又は随意契約の手續に着手している場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、なお従前の例による。

(施行期日)

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。